

# 憲法 ゆらぐ個の権利

「国民主権」や「個人の尊重」をうたう日本国憲法の施行から、3日で69年。夏の参院選を前に改憲論議が続くなか、個人の権利を抑えるような論が出ていることに、危機感を持つ人たちがいる。一人ひとりの考えを尊重する社会であってほしい。そんな願いを訴え続けている。

東日本大震災からちょうど5年となった今年3月11日。関西電力高浜原発3号機が、冷温停止した。前々日、大津地裁は運転差し止めの仮処分を決定。裁判所が史上初めて、稼働中の原発を止めた。

「憲法が保障する市民の人格権を守る。その司法本来の役割が、発揮された」

運転差し止めを求めた住民側弁護団長の井戸謙一弁護士(62)は、滋賀県彦根市に、わき上がる感慨を隠さなかった。決定文は「過酷事故対策に危惧すべき点があり、人格権が侵害される恐れが高い」と明確に結論づけた。

1970年代以降、東日本大震災までに、人格権侵害などを訴えて起こされた原発訴訟は約20件あるが、住民側勝訴は下級審での2例のみ。その一つが、井戸さんが金沢地裁の裁判長として2006年に言い渡した、北陸電力志賀原発の運転差し止め判決だ。

原発訴訟をめぐるのは、92年の最高裁判例がある。専門家の知見を尊重し、審査に見通しがない誤

## 「原発政策 公と私 てんびんに」



「民主主義が壊されるという危機感を抱いたとき、市民は司法に望みを託す」と語る井戸謙一弁護士(滋賀県彦根市)

### 高浜訴訟団・井戸謙一弁護士

りがない限りは行政の原発設置許可判断は適法——。国の裁量を広く認めたこの枠組みが、下級審を縛り続けていた。

だが井戸さんは、「想定を超える地震動で炉心溶融事故が起き、住民被曝の可能性がある」とし、国の指針に沿った設計だとする電力会社の主張を退けた。

判決は二審で覆り、10年秋に最高裁で住民側敗訴が確定。半年後の11年3月、東京電力福島第一原発事故が起きる。判決で指摘した「炉心溶融」が現実化したことに、愕然とした。同月末に依願退官した後は一市民、一弁護士として原発訴訟に関わる。

「司法は市民の最後の砦」が持論だ。原発政策をめぐるのは、人

格権は常に「公共の利益」とてんびんにかけられてきた。「原発推進が公の秩序とされれば、人権制約の論理に使われかねない」。そう危ぶむ。

「個人を犠牲にして守る公益などあり得ない」。法律家として、

その一線は譲れない。

「司法の厚い壁が、少し崩れ始めた」。茨城県東海村の前村議、相沢一正さん(74)はこう語る。日本で初めて「原子の火」がともり、原発1号基が建った地で40年以上、反原発運動に携わる。

73年に東海第二原発設置許可取り消し訴訟を起こした。原告は17人。村民は相沢さんだけだった。04年に敗訴が確定した。その7年後、東日本大震災が起き、東海第二も冷温停止に3日半かかった。12年に改めて人格権を前面に出し、運転差し止め訴訟を提起。原告は村民6人を含む約270人に膨らんだ。

「公益」を重んじる改憲論に危機感を抱く。「そんな流れに、元祖・原子力村で脱原発を勝ち取ることで、抵抗したい」という。

(石川智也)

## 自民党改憲草案 目立つ「公」重視

参院選を控え、安倍晋三首相は憲法改正に意欲を見せている。自民党が2012年に発表した憲法改正草案では「公」を重視する記述が目立つ。13条の「すべて国民は個人として尊重される」の記述は、「個」が消えて「人として尊重される」となった。同条にあった「公共の福祉に反しない限り尊重」という記述も、草案では「公益及び公の秩序に反しない限り尊重」にされた。「権利が制限される」との指摘もあるが、自民党はQ&A集で「公の秩序は社会秩序のことで、人権が大きく制約されることはない」としている。